\bigcirc める事項(平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号)労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	()	(削る)	(1) (4) (略)	出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算	(肖る)	(1) (1) (略)	げる事項	ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲	イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセ	五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	一 一 ~ 四 (略)	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	2 · 3 (略)	第二条 (略)	(単体における事業年度の開示事項)	改正案
株式等エク	スク・アセット	(5) 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信	(1) ~ (4) (略)	出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	ロ 金庫が投資家である場合における信用リスク・アセットの算	用リスク・アセットの額 用リスク・アセットの額 上される信息 自己資本比率告示除則第十三条の適用により第出される信	2) (1) (11) (略)	げる事項	ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲	イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセ	五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	一~四 (略)	4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。	2・3 (略)	第二条 (略)	(単体における事業年度の開示事項)	現

イ~ニ (略

ホ 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(略

(連結会計年度の開示事項)

第三条 (略)

2 •

第一 項の定量的な開示事項は、 次に掲げる事項とする。

(略)

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す 連結グループがオリジネーターである場合における信用リス

(1) (11) る次に掲げる事項

(略)

(削る)

口 ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセ

げる事項

(1) (4) (略)

(削る)

イ~ニ (略)

ホ ージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポ

区分ごとの額

(略)

第三条 (略)

(連結会計年度の開示事項

2 • 3 (略)

4

第一項の定量的な開示事項は、 次に掲げる事項とする。

一 <u>~</u> 五.

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リス

ク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関す

る次に掲げる事項

(略)

自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信

用リスク・アセットの額

口 ットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アヤ

げる事項

(5) | (1) (5) | (4) (略)

自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信

七 イ〜ニ (略) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(略)

用リスク・アセットの額

七 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ ージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポ

区分ごとの額